



令和3年 10月21日(木)
(2021年) 10月21日(木)
No. 15520 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財の常識・非常識 ③4

DX時代に対応した権利保護・適切な対価還元と利用円滑化の両立 (1)

知財の常識・非常識 ③4

DX時代に対応した権利保護・適切な 対価還元と利用円滑化の両立

桜坂法律事務所

弁護士 林 いづみ

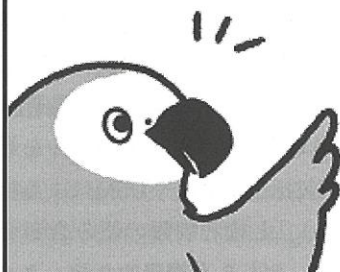
1. はじめに

1. 我が国の課題

2018年12月7日掲載の本連載⑱「インターネット上のコンテンツの流通について」では、IoT、AI時代のインターネット上のコンテンツの流通促

進策と侵害対策の両面について検討しました。ここでは、我が国の課題として、放送と通信の融合の促進、契約書作成・取引慣行の改善、ブロックチェーンなどのDX技術を活用して①権利情報の集中管理(孤児著作物を含む)、②包括的権利処

トヨタテクニカルディベロップメント株式会社



知財サービスを
紹介してるんだって!



<https://ip.toyota-td.jp/>

TTDC, your IP partner

理システムと③適正な収益の分配を三位一体で議論していく必要性、さらに、海賊版サイト対策として各国で実効性を認めて法整備がされているアクセス制限(サイトブロッキング)について、我が国においても、憲法適合的な法制度とするための具体的な検討をすみやかに進めるべきこと等を述べました。

その後、令和3年著作権法改正により、放送番組のインターネット同時配信について、許諾推定規定(63条5項)などの権利処理の円滑化(令和4年1月1日施行)や図書館等による図書館資料のメール送信等(31条2項等)などの進捗はあるものの、上記した課題解決にはほど遠いと言わざるを得ません。本稿では、2021年現在の「DX時代に対応した権利保護・適切な対価還元と利用円滑化の両立」をめぐる議論について私見を述べたいと思います。

2. 2021年現在一構造変化に対する危機感

2021年7月19日、萩生田光一文部科学大臣は「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策について」を文化審議会に諮問し、現在、同審議会著作権分科会基本政策小委員会において検討が続いています。

【諮問概要】

- ・インターネット、SNS等によるコミュニケーションやデジタルプラットフォームサービスの急速な進展は、国境を越えたグローバルなコンテンツの流通・利用を大幅に拡大した。
- ・デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進はコンテンツの創作・流通・利用を取り巻く環境に大きな影響を与えていることから、著作権制度・政策の在り方を根本的に考え直す時期が到来
- ・「権利保護・適切な対価還元」と「利用円滑化」の両立を基本としつつも、DX時代に対応したコンテンツ創作の好循環を実現

DX時代の構造変化に対応できていない日本の現状に対する危機感は、今年の規制改革推進会議の実施計画¹や知的財産戦略本部の知財戦略2021²

でも示されており、この文科大臣の諮問は、こうした危機感に基づくものといえるでしょう。私はこれら会議の委員として本件について議論した経験に基づいて、上記小委第3回(2021年9月15日)ヒアリングにおいて意見を述べました。本稿では時間の制約により割愛した情報を含めてご紹介したいと思います。

3. 選択肢を増やす改革を一私見の要点

さて、正統派の専門家や実務当事者であるほど「制度・政策の在り方を根本的に考え直す」ことには抵抗感が強いかもしれません。しかし、これまでの日本の失敗は、世界の動きを正しく理解せず(世界の趨勢から目を背け)、短期的なその場しのぎの対応を続けてきた(変化を恐れて現状維持を優先した)結果である、という指摘もあります。

構造変化に対応するには、「大きな地図」で具体例を学び、全体最適のための「選択肢を増やす」改革が必要です。DX時代に対応した権利保護・適切な対価還元と利用円滑化の両立に関する私見の要点は以下のとおりです。

- ①DX時代に対応した権利保護・対価還元には、まず、権利侵害が明白かつ被害甚大な海賊版サイトブロッキングの導入が必要です。我が国独自の憲法論が提起され、工程表では先送りされたままですが、新型コロナ禍の中で被害はさらに増大しており、より効果的な対策が喫緊の課題です。今年ドイツで、ISPと権利者によって設立された自主規制の独立団体(CUII³)の取り組みなども参考に、具体的な制度設計に向けた議論を始めるべき時期ではないかと考えます(後述Ⅱ参照)。
- ②DX時代では個別許諾の取引費用が高騰するため、あまり有名でない作品は配信されず配信収益を得られない一方、作品の無断配信を助長させています。米国の音楽近代化法(MMA)(後述Ⅲ参照)やEUのデジタル単一市場著作権指令(DSM著作権指令)(後述Ⅳ参照)を見ると、MMAによる包括強制許諾やDSMによる拡大集中許諾(ECL)(と権利制限の組み合わせ)の導入と同時に、どちらも網羅的なデータベース構築とプラットフォームによる対価還元(と

DB構築費用の負担)を、パッケージで導入しています。我が国においてもこのような全体的な枠組みが、権利保護・適切な対価還元と利用円滑化の両立のために必要であると考えます。

③具体的には、

- ・一般ECLを導入したドイツの改正法(後述Ⅳ-2)を参考として日本においても一般ECL的な枠組みを認める条項を入れつつ、ECLは全部に一律に使えるわけではないので(後述ⅣのDSM著作権指令でも取引費用が不合理に高い場合に限られています)、要件の詳細は政省令で規定する、
- ・当面は取引費用の観点で包括的許諾についての合理的な意思の推定が認められやすい性質の作品や使用分野(アウトオブコマース作品、放送番組アーカイブや企業内複製など)からの導入が見込まれるが、将来の取引実態の変化に対応できなくなる弊害が予想されるため、導入時に、現状で妥当な適用場面だけを念頭においた要件を設けない、
- ・集中管理団体の「多数」性は要件とせず、米国MMAのメカニカル・ライセンスのような、個々の権利者が管理団体のポータルサイトにアクセスしてデータベース登録をしてプラットフォーム上で集中管理・対価還元を実現する設計とする、ことが考えられます。

Ⅱ. サイトブロッキングードイツCUIIの取組み

いうまでもなく、DX時代における権利侵害の最たるものは海賊版サイト被害であり、これに対する最も効果的な対策は海賊版サイトブロッキングの導入です(後述のドイツ連邦議会の見解参照)。サイトブロッキング措置はEU Infosoc Directive 2001/29/ECの8.3項をはじめとして世界40数か国で導入され、イギリス、スペイン、イタリアなど各国において実務的にも定着しています。

ドイツでは司法型ブロッキングが採用されていますが、2021年2月に、ISPと権利者団体(RHS)によって自主規制の独立団体(Clearingstelle Urheberrecht im Internet/Clearing House for Copyright on the Internet(CUII))が設立されました(メンバーの詳

細についてはcuii.infoをご覧ください)。

これらのISPと権利者は、「構造的に侵害しているウェブサイト」(ICIW)をブロック(DNSブロック⁴)するための手順と「行動規範」に合意し、すでに数件のサイトブロッキングが実施されているそうです。

行動規範によれば、権利者から受け取ったブロッキング要求がドイツの法律に沿っているかどうかを分析するCUIIのレビュー委員会が出すブロッキング勧告は、Bundesnetzagentur(BnezA(連邦ネットワーク庁)。ネット・ニュートラルリティを監視するドイツ連邦行政機関)にも提出され(第1項)、Bundesnetzagenturがネット・ニュートラルリティ上の問題がないことを確認した後に⁵、CUIIはブロック勧告をドイツのISPに送り、ISPがブロック(アクセス制限)を実行します。

なお、Bundesnetzagenturが行うことに同意したネット中立性のチェックに加えて、RHSとISPは、このシステムの導入前に、Bundeskartellamt(ドイツ反トラスト局)にCUII手続の適法性について確認を得ています⁶。

参考：「行動規範」抜粋

➤本「行動規範」の意味における「構造的に著作権を侵害しているウェブサイト」(以下「SCIW」)の定義(・少なくとも部分的には、ドイツ国内のインターネットユーザーを対象としている。・ドイツ著作権法を侵害するコンテンツが、SCIWを介して公衆に伝達されていること。・当該侵害行為がドイツ著作権法の明らかな侵害であること等。)

➤合法的なコンテンツもSCIW上で公衆に伝達されている場合でも、合法的なコンテンツと違法なコンテンツの全体的な比率に関する限り、合法的なコンテンツの量が僅少であり(BGH[ドイツ連邦司法裁判所]2015年11月26日判決-I ZR 174/14, para. 55を参照)、インターネット利用者は、ウェブサイトのブロックによって、合法的な手段で利用可能な情報にアクセスする可能性を不必要に奪われることはない(CJEUの2014年3月27日の判決-case C-314/12, para.63を参照)。

➤「その他のドメイン」とは、SCIWが、本行

動規範の規定に基づき、そのSCIWに対してDNSブロックが既に設置されているドメインに加えて、またはそれに代わるものとして使用するドメインをいう。

- 「ミラードメイン」とは、自らのコンテンツを公衆に伝達しないが、本行動規範の規定に基づき、すでにDNSブロックが設置されているか、同時に要求されているSCIWのコンテンツを完全にコピーするドメインを意味する。コピーされたSCIWのコンテンツが常に更新されていることは要件ではなく、コンテンツを一切アップロードしない廃止されたミラードメインなどがこの定義に該当する。

また、ドイツ連邦議会も次のように、DNSブロッキングが適法であり技術的にも十分効果的であることを確認するとともに、CUIIの設立に異議がない旨の見解を公表しています⁷ (下線部は筆者が付加)。

- BNetzAの非公式な事前関与により、個々のケースにおいて、事実上および法的状況を損なうことなく、ドイツテレメディア法(TMG)第7条(4)と併せてTSM規則第3条(3)サブパラグラフ3aに従って、DNSブロックを含むトラフィック管理措置の許容性の例外的根拠が実施前に検討されることが保証される。ただし、実施されたDNSブロックについては、影響を受けたウェブサイト運営者やインターネットユーザーからの要請などにより、いつでも司法審査が可能である。
- 連邦裁判所(BGH)の元裁判官が参加する検討委員会が、CUIIの枠内でDNSブロッキングの前提条件を検討し、この点について最高裁の判例に依拠していることが考慮された。この検討では、実際には、著作権侵害をビジネスモデルとするSUWのほとんどが欧州以外の国で運営されており、当局との協力を拒否したり、困難にしているため、権利者がSUWに対して行動を起こすための効率的な手段がほとんどないという事実も考慮されている。
- 情報社会における著作権と関連する権利の特定の側面の整合化に関する指令2001/29/EC

の第8条(3)項(InfoSoc指令)と施行指令(指令2004/48/EC)の第11条の第3文は、主に高レベルの保護を保証し、権利者がその権利を可能な限り効果的に執行できることを確保するという目標を追求するものである(指令2001/29/ECの説明9、指令2004/48/ECの説明3参照)。そうすることで、その目的と文言の両方の観点から、権利者の法的保護の可能性を裁判所の命令に限定していない。

- CUIIの審査委員会は、権利者からの申請を、判例を参考にしながら審査し、DNSブロックを設定するための法的要件を満たしているかどうかを判断します。
- DNSブロックはSUWへのアクセスの抑制につながり、その結果、権利者が主に欧州以外の国で運営されているSUWに対して行動を起こすことを容易にする。DNSブロックが技術的に回避可能であっても、DNSブロックはSUWへのアクセスの障壁となり、権利者による著作権侵害に対するユーザーの意識を高めることとなります。
- 合理性と比例性を検討する際には、影響を受ける基本的権利である著作権者の財産保護とインターネット利用者の情報の自由と情動的自己決定の間でバランスを取らなければならない。このような比例性の検討は、基本的な権利が影響を受ける場合には常に行われなければなりません。DNSのブロックにもかかわらず、ユーザーには、例えば、商業的なストリーミングサービスから著作権のあるコンテンツを合法的に入手するという選択肢があります。連邦司法裁判所の判例法によれば、ブロッキングが合理的なのは、専ら侵害コンテンツがウェブサイトで利用可能な場合だけではありません。

上記のとおり、ドイツの比例性の検討においては、比較衡量の対象となる基本権は「著作権者の財産的保護」であること、これとバランスをとるべきは「インターネット利用者の情報の自由と情動的自己決定」であって、日本の憲法論のような「通信の秘密」は論外であること、「インターネット利用者の

情報の自由と情動的自己決定」についてはユーザーにはコンテンツを合法的に入手する選択肢があることが考慮されていること等、わが国の議論においても、無視しがたい見解とします。

Ⅲ. 米国音楽近代化法 (MMA) に基づくメカニカル・ライセンシング・コレクティブ (MLC) の取組み

1. 米国音楽近代化法 (MMA)

今や音楽ビジネスの中心となっているのは音楽配信ビジネスです。米国の音楽業界においても、長年にわたり、「適切なロイヤリティを持つ流通サービスの拡大は業界全体に利益をもたらす」として流通サービスからの正確なロイヤリティ支払いが要求されてきました。しかし、音楽近代化法 (MMA) 以前は、数十の音楽配信サービスに存在していた膨大な数の音楽ライセンスを管理することは困難でした。

2018年10月、音楽配信ビジネスのライセンスの効率化を促進し、著作権者 (ソングライター、作曲家、作詞者、音楽出版社) が著作権使用料を確実に受け取れるようにするため、音楽近代化法 (Music Modernization Act, MMA) が成立しました。

MMAの骨子は、

(1) 第一に、ダウンロード配信とインタラクティブ型ストリーミング配信⁸における音楽作品の録音権に対して包括的な強制許諾制度を導入したことです。これにより音楽配信事業者 (デジタルサービスプロバイダ (DSP)) は録音権管理団体に事前にライセンスの通知を行えば、利用できるようになります。

(2) 第二に、MMAに基づき録音権を管理する非営利の集中管理団体として「メカニカル・ライセンシング・コレクティブ (Mechanical Licensing Collective (MLC))」⁹が設立されたことです。MLCは著作権局長によって管理団体として指定され、2021年1月1日に音楽配信サービスの包括的なライセンスの管理を開始しました。5年ごとに運営状況によって指定の見直しが行われます。また、連邦議会図書館に直属する常設機関に所属する著作権使用料審判官

が、準司法的手続により、強制許諾にかかる著作権使用料を決定・変更する権限を持ちます。

「メカニカル・ライセンス」とは、サウンド・レコーディングに埋め込まれた音楽作品を複製および配信する権限を付与するもので、MLCは、ライセンスを受ける音楽配信事業者 (デジタル・サービス・プロバイダ (DSP)) からライセンスに基づいた使用料を徴収して著作権者に支払います。DSPコミュニティの代表は非営利団体 Digital Licensee Coordinator (DLC) であり、DLCは、MMAに基づき、MLCの活動への資金提供、ロイヤリティ配布に必要な配信データやレポートに協力することになっています。MLCの運営費用も「合理的な範囲」でDLCが負担しています。

(3) 第三に、指定された録音権管理団体 (= MLC) に、音楽作品と録音の情報がリンクする網羅的なデータベースの構築責任を負わせていることです。MLCは、作品タイトル、著作権者、権利保有率、連絡先、ISRC、ISWC、その他著作権局長が規定する規則に基づく情報が掲載されたデータベースを構築、運用する責任を負担し、このデータベースはすべての者に無償で解放されなければなりません。

2. MLCの実務

MLCは、「MLC Portal」という著作権所有情報に関するデータベースを開発しており、著作権者は、MLCのサイトにアクセスして、MLCのプロセスの仕組みを理解したり、よくある質問の回答を確認したり、最新情報を受け取れるよう登録することができます。

DSPは、Digital Licensee CoordinatorのサイトにアクセスしてDLCの詳細を確認することが推奨されています。

MLCはすでに莫大なロイヤリティの徴収実績¹⁰を挙げています。MMAでは過去の著作権侵害に対するロイヤリティの支払いも義務付けているため、MLCは音楽配信サービスに正しく支払われていないロイヤリティを支払うように求めており、その結果、2021年2月16日、MLCは、SpotifyやApple Musicを含む20の音楽配信サービスから合

計約4億2400万ドルのロイヤルティを徴収したことを発表しています。各企業の支払額は、アップルが1億6,334万ドル(約172億円)、Spotifyが1億5,223万ドル(約160億円)、アマゾンが4,274万ドル(約45億円)、グーグルが3,286万ドル(約35億円)などと言われています。

今回徴収されたロイヤリティはMLCによって処理され、2021年4月から著作権を持つ歌手や音楽出版社に支払われます。MLCは、このロイヤリティ配布を適切に管理するために、配信サービスから取得したデータファイルは合計1.3テラバイトになるといわれています。

IV EUデジタル単一市場著作権指令の国内法化

1. コンテンツ取引コストの高騰に対応する枠組みの概要

アメリカ発の巨大プラットフォームに対する規

制を念頭においたEUのデジタル単一市場著作権指令¹¹(以下、「DSM著作権指令」という。2019年6月6日発効)は、DX時代に対応した、コンテンツの利用円滑化と権利保護・適切な対価還元を両立させる規定を設けています。すなわち、DSM著作権指令は、8条～12条で権利制限とECLを組み合わせることで利用円滑化をはかると同時に、プラットフォーム規制と15条で検索エンジンの使用料支払義務規定をパッケージで導入しており、また巨大プラットフォームから新聞社等への対価支払でもECLを使います。

EU加盟国は2021年6月7日までにDSMに従って自国の著作権法を整備することが求められています。わが国は直近の著作権法改正でもドイツ法を参考にしていますが、ECLについてもEU内でDSM著作権指令の国内法化を先行するドイツの動向は参考になると思います。

	DSM著作権指令	ドイツ法
アウト・オブ・コマース作品についての拡大集中許諾制度	8条1項 集中管理団体が存在する場合の、拡大集中許諾制度の導入義務(ライセンス契約の条件に従ってオンライン公開できる)	集中管理団体系法(VGG)52～52e条【DSM8～11条でアウトオブコマース条項の導入義務付け】
アウト・オブ・コマース作品についての権利制限規定	8条3項 集中管理団体が存在しない場合の補完的的制度として、権利制限規定によってオンライン公開できる。	著作権法61d～61g条【DSM指令8条～のアウトオブコマース著作物の権利制限条項にあたる】
著作権者のオプトアウト権の保障	8条4項 いつでも容易に効果的にオプトアウトできる 10条1項 欧州連合知的財産庁(EUIPO)が運営するポータルサイトにおいて、公開の6か月前までに対象の作品を掲載(4項)して、著作者がその著作物を公開対象から除外できるようにする。	*詳細は後述
(アウト・オブ・コマースほどでなくとも取引費用が高すぎる場合) 拡大集中許諾(ECL)導入の要件	・12条1項 加盟国は推定による一般ECL規定を定めることができる ・12条2項 ECLは個別許諾取得の取引コストが高く困難である場合で明確な使用分野に限定 ・12条3項 一般ECLの要件 (a) 十分代表 (b) 公平保証 (c) オプトアウト保証 (d) 公表措置	集中管理団体系法(VGG)第51a条(1) 1(十分代表=DSM12条3項(a)) 2(個別許諾の期待が不合理=DSM12条2項) 3(国内用限定) 4(3か月前の公表=DSM12条3項(d)) 51b条 十分代表
フィルタリング条項	17条(保護されるコンテンツのオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる使用)4項 ^{C12}	オンライン・コンテンツ共有サービス提供者の著作権責任に関する法律 ¹³ 7条～

参考：DSM著作権指令の日本語訳

(出典 https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html)

第Ⅲ編 ライセンス実務を改善するため、およびコンテンツへのより広いアクセスを保証するための措置

第1章 商業的に入手できない著作物および他の保護対象物

第8条 文化遺産機関による商業的に入手できない著作物および他の保護対象物の利用

1. 加盟国は、ライセンスに含まれるすべての権利者が、これに関して集中管理団体に委託しているかどうかにかかわらず、恒久的に文化遺産機関のコレクション内に存在する商業的に入手できない著作物または他の保護対象物を複製、頒布、公衆への伝達または公衆へ利用可能とするために、集中管理団体が、権利者からの委託に従って、文化遺産機関との間で非商業目的での非独占的ライセンス契約を締結できることを規定しなければならない。ただし、以下の条件による：

- (a) 集中管理団体は、権利者からの委託によって、関係する著作物または他の保護対象物の種類に関して権利者を十分に代表し、かつライセンスの目的である権利を十分に代表していること；かつ、
- (b) ライセンス条件に関し、すべての権利者に平等な取扱いを保証すること。

第10条 公表措置

1. 加盟国は、第8条第1項に従って許諾されるライセンスの対象となり、または第8条第2項に定める例外または制限に基づき使用される、商業的に入手できない著作物または他の保護対象物の識別のための文化遺産機関、集中管理団体または権限を有する公的機関からの情報、ならびに第8条第4項に定める権利者が利用可能な選択肢に関する情報、および情報が利用可能な限りにおいて、ライセンス契約の当事者、対象地域および使用に関する情報に対して、著作物またはその他の保護対象物がライセンスまたは例外もしくは制限に従って頒布され、公衆に伝達されまたは公

衆に利用可能になる少なくとも6カ月前から、単一の公共インターネットポータルサイト上で、恒久的に、容易かつ効果的にアクセスできるよう、保証しなければならない。

ポータルサイトは、規則(EU) No 386/2012に従って、EU知的所有権庁によって設置および管理される。(以下略)

第2章 集中許諾を促進するための措置

第12条 拡大効を有する集中許諾

1. 加盟国は、自国領土内での使用に関し、かつ本条に定める保護措置を条件として、指令2014/26/EUを国内法化した国内規定に基づく集中管理団体が、権利者からの委託に従って、著作物またはその他の保護対象物の利用のためライセンス契約を締結する場合、次のことを規定することができる。
- (a) 譲渡、ライセンスまたはその他の契約上の合意によって、権利者を代表することを当該集中管理団体に承諾して権利者の権利に適用するために、当該契約が拡張されうること；または、
 - (b) 当該契約に関し、集中管理団体が法的に受託しているかまたはそのように行動することについて、集中管理団体に承諾していない権利者を代表すると推定されること。
2. 加盟国は、関係する著作物またはその他の保護対象物の利用の性質または種類を理由として、権利者から個別に許諾を得ることが、求められるライセンス取得に必要な取引を見込めないほど一般的に費用を要しかつ困難である場合、明確に定められる使用分野においてのみ、第1項にいうライセンス付与手続きが適用されることを保証し、かつ、当該ライセンス付与手続きが、権利者の正当な利益を有することを保証しなければならない。
3. 第1項の目的のために、加盟国は、以下の保護措置を規定しなければならない。
- (a) 集中管理団体は、その委託に基づき、一方で、関連する著作物または他の保護対象物の種類について権利者を、かつ、他方で、関連する

加盟国においてライセンスの対象となる権利を、十分に代表すること；

(b) ライセンスの条件を含め、すべての権利者に公平な取り扱いを保証すること；

(c) 集中管理団体にライセンスを付与することを承諾していない権利者が、その著作物または他の保護対象物を、本条に従って創設されたライセンス付与手続きから、いつでも、簡単にかつ効果的な方法で、除外できること； および、

(d) ライセンスの下で著作物または他の保護対象物が利用される前の合理的な期間、著作物または他の保護対象物をライセンスするための集中管理団体の能力、本条に基づき付与されるライセンス、および (c) にいう権利者が利用可能な選択肢について、権利者に情報を与えるため、適切な公表措置が実施されること。公表措置は、各権利者に個別に通知する必要はないが、効果的でなければならない。

4. 本条は、例外または制限を認める規定を含め、EU法の他の規定に基づく拡大効を有する集中許諾手続きの適用に影響しない。

本条は、権利の義務的な集中管理には適用されない。

指令2014/26/EU第7条は、本条に定めるライセンス付与手続きに適用される。

(以下5項、6項略)

第IV編 著作権市場の十分な機能を確保するための措置

第1章 出版物に対する権利

第15条 オンライン利用に関する報道出版物の保護

第16条 衡平な補償の請求

第2章 保護されるコンテンツのオンラインサービスによる特定の使用

第17条 保護されるコンテンツのオンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる使用
(中略)

4. 何らの許諾も得られない場合、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダは、次の
(a) ないし (c) を示さない限り、著作権で保

護される著作物および他の保護対象物を、公衆に利用可能にする行為を含む、許諾のない公衆への伝達行為につき、責任を負わなければならない；

(a) 許諾を得るために最善の努力をしたこと；
および

(b) 権利者が関連する必要な情報をサービスプロバイダに提供した特定の著作物および他の保護対象物を、確実に利用できないようにするため、専門家としての注意に求められる高度の業界水準に従って、最善の努力をしたこと；ならびにいかなる場合も、

(c) 通知された著作物または他の保護対象物へアクセスできないようにするため、またはウェブサイトからそれらを削除するため、十分に理由を示した権利者からの通知を受領した後直ちに、迅速に対応し、かつ (b) に従ってそれらが将来アップロードされないよう防止する最善の努力をしたこと。

(5項、6項略)

第3章 利用契約における著作者および実演家の公正な報酬

第18条 適正かつ比例的な報酬の原則

1. 加盟国は、著作者および実演家はその著作物または他の保護対象物の利用のためにその排他的権利をライセンスまたは譲渡する場合、著作者および実演家が適正かつ比例的な報酬を受け取る権利があることを保証しなければならない。

2. 第1項に規定された原則を国内法において実施するために、加盟国は異なる手続きを自由に用いることができ、かつ契約の自由の原則および権利と利益との公正なバランスを考慮しなければならない。

2. DSM著作権指令を国内法化したドイツの制度

(以下に記載する条文の日本語(仮訳)は機械翻訳を元にしたものをご提供頂いたものであり、別途、仮訳者により正式な翻訳を踏まえた研究発表がされることを期待しています。)

(1) ドイツの集中管理団体会法 (VGG) の51,51a、51b条に該当するDSM著作権指令12条の一般ECL条項

●ドイツ集中管理団体会法 (VGG) ¹⁴

第51条 拡大効果を持つ集中ライセンス

(1) 集中管理団体は、そのレパートリーの使用に関する契約を締結した場合には、本節の規定に従い、アウトサイダー (Außenstehende) の著作物に対応する使用権 (第7a条) を付与することができる。

(2) アウトサイダーは、いつでも、集中管理団体への第1項の権利の付与に異議を唱えることができる。

(3) アウトサイダーは、権利の付与に関して、集中管理団体との関係において、契約に基づく管理の場合と同様の権利及び義務を有する。

※ (1) 「レパートリー」は、管理楽曲ではなく、例えば音楽著作物。アウトサイダーは「問題となっている利用に関して集中管理団体と契約上の管理関係にない権利者」(VGG第7a条)。(2)はオプトアウト条項

第51a条 権利付与の効果と永続的情報

(1) 部外者の著作物に対する権利の付与は、以下の条件で有効とする。

1. 集中管理団体が代表的であること (51b項)。
2. 利用者や集中管理団体が、関係するすべての部外者から著作物を使用する許可を得ることを期待するのが不合理であること。
3. 権利の付与は、国内での使用に限定されること。
4. 集中管理団体が、権利付与の少なくとも3ヶ月前の合理的な期間に、ウェブサイトで以下の情報を提供していること。

a) 集中ライセンスを拡大的に付与する立場にあること

b) アウトサイダーにも効果が及ぶ集中ライセンスの効果について

c) 拡大効果を持つ集中ライセンスの対象と

なる使用の種類、著作物の種類、権利者の種類について

d) アウトサイダーの異議申し立ての権利について

5. アウトサイダーが第4号で指定された期間内に権利の付与に異議を唱えなかったこと。

(2) 集中管理団体は、第1項第4号の情報をそのインターネット・サイトで永続的に利用できるようにしなければならない。

第51b条 集中管理団体の代表性

(1) 集中管理団体は、集中ライセンスの対象となる権利を十分に多数の権利者のために契約に基づいて管理している場合には、代表的となる。

(2) 認可 (第77条) を付与された1つの集中管理団体のみが第1項の権利を管理している場合には、その団体が代表者であると反証的に推定される。

※私見

十分代表性についての「多数」要件は、必然ではなく制度設計次第ではないかと考えています。ECLを導入するうえで課題として、我が国においては「多数」要件を満たす団体が存在する分野が少ないという点がよく挙げられます。しかし、権利処理コスト (取引費用) を下げる上でECLが決め手になるが、他方、優越的地位の濫用的な利用条件の設定の構造を回避する必要がある、権利団体と集中管理団体との分離が前提条件ではないかという意見にも留意するべきだと思われます。

そもそも、政策の目的はDX時代に対応した権利保護・適切な対価還元と利用円滑化の両立を実現することであり、団体を組織することはそのための手段にすぎません。集中管理の手段として、上記した米国のメカニカル・ライセンスでは、管理団体の「十分代表性」は要件ではなく、プラットフォームのアーキテクチャで集中管理を実現しています。

こうした現状にてらすと、我が国ではドイツ法を参考に一般ECLを導入しつつ、集中管理団体に

については「多数」要件を設けず(その他の管理団体としての適格性については法律・政省令によりはかる)、「多数」を占める団体が存在しなくても、分散連邦型のプラットフォーム設計によるメカニカル・ライセンスによって集中管理を実現する方が合目的のかもしれない。この場合、ライセンスを受ける配信事業者(デジタル・サービス・プロバイダ(DSP))の団体が、集中管理団体の運営資金を含む活動への資金提供、ロイヤルティ配布に必要な配信データやレポートに協力する一方、集中管理団体は、作品タイトル、著作権者、権利保有率、連絡先その他、文化庁が規定する規則に基づく情報が掲載されたデータベースを構築、運用する責任を負担します。このデータベースはすべての者に無償で解放されなければなりません。集中管理団体は分野ごとに既存の団体を含む分散連邦型であってもよいと思います。

また、データベースへの権利者登録率を促進するためには、団体に加入したり権利を信託する必要なしに、権利者が個人で集中管理団体のポータルサイトで必要な事項の登録ができ、登録さえすれば、随時、作品の使用報告と使用料計算のデータを確かめること、登録口座への支払いが確保されること、ロイヤルティからの管理団体の管理手数料のトップオフはなくなることで現在より手取り額が増えること、が登録インセンティブにつながるのではないのでしょうか。

(2) VGG52~52e条はDSM著作権指令8~11条のアウトオブコマース(入手困難)著作物のECL条項にあたる。

第52条 入手困難著作物のための拡大効果を持つ集中ライセンス

(1) 集中管理団体は、国内の文化遺産機関(著作権法第60d条)とそのレパトリーのうち入手困難著作物の利用契約(第52b条)を締結する場合には、以下の規定に従い、アウトサイダーの著作物についても対応する使用権(第7a条)を付与しなければならない。

(2) アウトサイダーは、欧州連合知的財産権庁に対していつでも権利の付与に異議を唱えることができる。

(3) アウトサイダーは、権利の付与に関し、集

中管理団体に対して、契約に基づく管理の場合と同様の権利及び義務を有する。

※(1)「付与しなければならない」=DSMによりアウトオブコマース作品については、ECLは強制されている。

※(2)アウトオブコマースかどうかのデータベースはEUIPOが作っている。日本でもDBの整備が必須である。インターネットで公開したい作品をIPOに申請し、一定期間公開して異議なければアウトオブコマース作品としてデータベース登録がされる。

第52a条 入手困難著作物の場合の権利付与の効果と永続的情報

(1) 第52条に基づくアウトサイダーの著作物に対する権利の付与は、以下の条件で有効である。

1. 集中管理団体が代表的であること(第51b条)
 2. 権利付与が非営利目的での複製、配布、公衆提供、その他公衆への伝達に限定されること
 3. 当該作品が文化遺産機関に所蔵されていること
 4. 権利付与の6ヶ月前に、集中管理団体は、欧州連合知的財産権庁のオンラインポータルに以下の情報を提供すること <https://euipo.europa.eu/out-of-commerce/#/>
 - a) 当該作品
 - b) 契約当事者、関係する使用権、その適用範囲
 - c) 部外者が異議を唱える権利を持っていること
 5. アウトサイダーが第4項で規定された期間内に権利付与に異議を唱えていないこと
- (2) 複製権の付与は、前項第5号からの例外として、情報が欧州連合知的財産権庁のオンラインポータルで公開された時点で許されるものとする。
- (3) 集中管理団体は、第1項第4号に従った情報を、欧州連合知的財産権庁のオンライン・ポータルに恒久的に残さなければならない。

第52b条 入手困難著作物

- (1) 著作物は、通常の流通経路により完全な版で一般公衆に提供されていない場合、入手困難であるとみなされる。
- (2) 第52a条第1項第4号に基づく情報に先立ち、文化遺産機関が合理的な努力をして第1項に基づく提供を適時に確認しようとしたが成功しなかった場合、入手困難著作物であることは反論の余地がないと推定されるものとする。
- (3) 書籍、雑誌、新聞、定期行物またはその他の出版された文書に掲載された著作物は、第52a条第1項第4号に基づく情報の開始の少なくとも30年前に最終的に公表されたものでもある場合に限り、第1項の要件を超えて入手困難であるとする。

- (3) ドイツの著作権法61d~61g条がDSM指令8条2項等のアウトオブコマース著作物の権利制限条項にあたる。

●ドイツ著作権法 (UrhG) ¹⁵

第1章 第6節 第5a款 入手困難著作物 (Nicht verfügbare Werke) の法律により特別に許可される使用

第61d条 入手困難著作物

- (1) 文化遺産機関 (第60d条) は、その所蔵物から、入手困難著作物 (集中管理団体法第52b条) を複製し又は複製し公衆提供することができる。これは、それぞれの種類の著作物について、これらの権利を行使し、この点で代表的な集中管理団体が存在しない場合にのみ適用される (集中管理団体法第51b条)。第一文に従った使用は、非営利目的でのみ許される。それらを公衆提供することは、非営利のWebサイトでのみ許される。
- (2) 権利者は、欧州連合知的財産庁に対して、いつでも第1項に基づく使用に異議を唱えることができる。
- (3) 文化遺産機関は、使用期間全体を通じて、問題の作品、それらの使用、および異議を申し立てる権利に関する情報を、欧州連合知的

財産庁のオンラインポータルで提供するものとする。第一文に従って情報の開示を開始してから6か月以内に、権利者が使用に異議を唱えなかった場合にのみ、それらを公開することができる。

- (4) 欧州連合加盟国および欧州経済領域に関する協定の締約国における第1項に従った使用は、文化遺産機関が拠点を置く加盟国または締約国でのみ行われたとみなされる。第一文は、主に第三国からの作品を含む一連の作品には適用されない (集中管理団体法第52c条)。

以上

¹ 規制改革実施計画 (令和3年6月18日)

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/210618/keikaku.pdf>

² 「知的財産戦略計画2021」(令和3年7月13日)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku20210713.pdf>

³ 2021年3月開始 www.cuii

⁴ 「DNSブロック」とは、影響を受けたドメイン名が対応するSCIWにつながらなくなるように、インターネットアクセスプロバイダーのDNSサーバー上でドメイン名とIPアドレスの帰属を防止することをいう (2015年11月26日のBGH判決 - I ZR 174/14, para.62参照)。

⁵ 電気通信単一市場規則 (EU) 2015/2120 (TSM規則) の第5条(1)に基づくネット中立性の要件

⁶ このCUII手続きの受け入れに関するBundesNetzAgenturとBundeskartellamtの両方のプレスリリースは、<https://cuii.info/faq/>でご覧いただけます。ドイツ連邦カルテル局は、2021年3月11日付のプレスリリース (https://cuii.info/fileadmin/files/20210311_PM_BKartA.pdf) で、著作権を侵害するウェブサイトなどの違法な提供物は、一般的に反トラスト法では保護されないと述べています。同時に、決定的な要因は、合法的な提供も損なわれるリスクがあるかどうか、どの程度あるかであると指摘しています。

⁷ ドイツ連邦議会公式文書 19/30579 (2021年6月9日)

Konstantin von Notz博士、Tabea Röbner氏、Margit Stumpp氏、その他の国会議員、および議会グループ BÜNDNIS 90/DIE GRÜNENの議員による議会質問に対する回答(公式文書19/30050)

8 レコードの作成・頒布に対しては、従来通り、レコード・レーベルが楽曲毎に録音兼の権利者に通知を送付して使用料を支払わねばならない。非インタラクティブ型ストリーミング配信は、録音権が働かないと解釈されているため、同法の対象外である。

9 Mechanical Licensing Collectiveのウェブサイト(themlc.com)音楽近代法に関する解説は安藤和宏「Music Modernization Act(音楽近代化法)」参照 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/kokusai/r01_01/pdf/r1420741_11.pdf

10 出典 <https://www.themlc.com/press/mechanical-licensing-collective-receives-424-million-historical-unmatched-royalties-digital>

11 DSM著作権指令の日本語訳の出典 https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_02a.html DSM著作権指令の全体像について、「鼎談 EU新著作権指令の意義」(ジュリスト June2019・Number 1533 ii～)参照

12 17条4項C)通知された著作物または他の保護対象物へアクセスできないようにするため、またはウェブサイトからそれらを削除するため、十分に理由を示した権利者からの通知を受領した後直ちに、迅速に対応し、かつ(b)に従ってそれらが将来アップロードされないよう防止する最善の努力をしたこと。

13 Gesetz über die urheberrechtliche Verantwortlichkeit von Diensteanbietern für das Teilen von Online-Inhalten

<https://www.gesetze-im-internet.de/urhdag/>

同誌の連邦司法消費者保護省の英訳版

https://www.bmjv.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/Urhdag_ENG.pdf?__blob=publicationFile&v=3

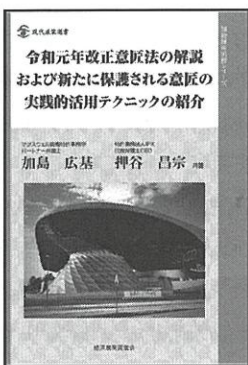
14 <https://www.gesetze-im-internet.de/vgg/BJNR119010016.html>

日本の管理事業法に当たる法律の改正

15 <https://www.gesetze-im-internet.de/urhg/BJNR012730965.html>

—つづく—

㊿ 8月25日付掲載※次回は12月掲載予定



㊿ 現代産業選書 知的財産実務シリーズ 令和元年改正意匠法の解説 および新たに保護される 意匠の実践的活用テクニックの紹介

弁理士 加島 広基/弁理士 押谷 昌宗 (著)
A5判 260頁 本体2,800円+税 978-4-8065-3056-5

意匠法の大幅な改正後の意匠登録出願の審査のポイントを詳述!

本書の特徴としては、意匠法の条文の改正のみならず、各回の意匠審査基準ワーキンググループで行われた議論の内容も踏まえた上で今回の法改正後の意匠登録出願の審査において気を付けなければいけないことを詳述していることです。また、意匠法改正により企業にとってビジネス上どのような影響があるかを検討し、各章において企業の事業に役立つ意匠の活用の実践的テクニックを紹介しております。

@chosakai_info

刊行物・セミナー等の情報を発信中。

オンラインによるご注文も承っております。

経済産業調査会 刊行物

検索



一般財団法人 **経済産業調査会**

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9
TEL 03-3535-4882 FAX03-3535-4884